

この募集要項は抜粋です。
出願に必要な用紙はありません。
出願にあたっては、別途募集要項を郵送または
教育学部係窓口にて請求してください。

平成31年度

埼玉大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)

学 生 募 集 要 項

- 一般選抜（第1期・第2期）
- 現職教員等特別選抜（第1期・第2期）



Saitama University
埼玉大学

埼玉大学大学院教育学研究科
〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255
TEL 048-858-3144

埼玉大学大学院教育学研究科の入学者 受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育学研究科専門職学位課程では、次のような人に育つことを期待します。

教職実践専攻では、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力や、豊かな人間性・社会性を持つとともに、社会の変化とともに幅広く学び続ける教員となることが期待されています。

教育学研究科専門職学位課程では、次のような知識の修得、能力の獲得などを目指した教育を行います。

教職実践専攻では、高度な知識・技能に基づいて子どもたちが主体的・協働的に学ぶ授業をデザインし、実践できる力、子どもと彼らを取り巻く状況を深く理解した上で適切な学級経営を行える力、的確な課題把握に基づいて問題解決を図り、学校運営の中核的スクールリーダーとなりうるマネジメント力、実践と理論の往還に基づく深い省察を行い、実践研究につなげていく力などを育成します。

教育学研究科専門職学位課程では、次のような人が入学することを望んでいます。

教職実践専攻では、現代の教育課題を解決しようとする熱意を持ち、理論と実践を融合したカリキュラムによる学びによって研究力と実践力を培い、将来、教員集団の中核として活躍したいと考えている人が入学することを望んでいます。

教育学研究科専門職学位課程では、上記の目標に適性を持つ人を受け入れるために、次のような入学試験を実施します。

教職実践専攻の一般選抜では、小論文、口述試験、研究計画書等の総合審査によって判定します。同専攻の現職教員等特別選抜では、口述試験、研究計画書、教育実践・研究業績書等の総合審査によって判定します。

平成31年度 埼玉大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)学生募集

学生募集日程等

●一般選抜

一般選抜は、6頁の「2 出願資格」における「Ⅱ. 各選抜区分共通の出願資格」のうちのいずれかに該当する全ての者を対象とする。

1. 個別出願資格審査受付期間

【第1期】	平成30年6月18日(月)～6月22日(金)
【第2期】	平成30年9月21日(金)～9月26日(水)

出願は郵送のみとし、期間内必着のこと。窓口では一切受け付けない。郵送に際しては書留郵便とすること。出願資格の審査結果は、申請者に通知する。審査の結果、出願資格を認定された者は、下記の「2. 入学願書等出願期間」により教育学研究科出願の手続きを行うこと。

※個別出願資格審査とは

6頁の「2 出願資格」における「Ⅱ. 各選抜区分共通の出願資格」において、(9)または(10)の資格で出願を予定している者は、出願に先立って出願資格認定申請手続を行わなければならない。個別出願資格審査で資格が認定された者のみ受験が許可される。(1)～(8)の資格で出願を予定している者については、個別出願資格審査を受ける必要はない。

2. 入学願書等出願期間

【第1期】	平成30年 7月20日(金)～ 7月27日(金)
【第2期】	平成30年10月15日(月)～10月18日(木)

出願は書留郵便での郵送のみとし、期間内必着のこと。窓口では一切受け付けない。郵送に際しては必ず書留郵便とし、各自用意した角型2号封筒に書類一式を封入したうえで、封筒の表に「教育学研究科(専門職学位課程)入学志願書類在中」と朱書きすること。

3. 試験日時等

①試験日

【第1期】	平成30年 9月 2日(日)
【第2期】	平成30年12月 2日(日)

②試験場所

さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学

③試験時間割

専攻名	試験科目	
	小論文	口述試験
教職実践専攻	9:00～10:30	11:00～

4. 選抜方法

小論文、口述試験、研究計画書及び出身大学等の学長又は学部長が作成した成績証明書を総合的に判断する。詳細は11頁の受験科目等を確認すること。

5. 配点

一般選抜	小論文	口述試験	合計
	100	100	200

6. 合格発表

【第1期】	平成30年 9月11日(火) 14:00
【第2期】	平成30年12月11日(火) 14:00

埼玉大学教育学部 A 棟東側入口前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には同事務室にて受験票と照合の上、合格通知書を交付する。なお、当日受領しなかった者には翌日以降郵送する。なお、合否について電話による照会には応じない。

7. 入学手続

【第1期】	平成30年11月15日(木)
【第2期】	平成31年 2月12日(火)

●現職教員等特別選抜

現職教員等特別選抜は、6頁の「2 出願資格」における「Ⅰ. 現職教員等特別選抜」に該当し、かつ「Ⅱ. 各選抜区分共通の出願資格」のうちのいずれかに該当する者を対象とする。

1. 個別出願資格審査受付期間

【第1期】	平成30年6月18日（月）～6月22日（金）
【第2期】	平成30年9月21日（金）～9月26日（水）

出願は郵送のみとし、期間内必着のこと。窓口では一切受け付けない。郵送に際しては書留郵便とすること。出願資格の審査結果は、申請者に通知する。審査の結果、出願資格を認定された者は、下記の「2. 入学願書等出願期間」により教育学研究科出願の手続きを行うこと。

※個別出願資格審査とは

6頁の「2 出願資格」における「Ⅱ. 各選抜区分共通の出願資格」において、(9)または(10)の資格で出願を予定している者は、出願に先立って出願資格認定申請手続きを行わなければならない。個別出願資格審査で資格が認定された者のみ受験が許可される。(1)～(8)の資格で出願を予定している者については、個別出願資格審査を受ける必要はない。

2. 入学願書等出願期間

【第1期】	平成30年 7月20日（金）～ 7月27日（金）
【第2期】	平成30年10月15日（月）～10月18日（木）

出願は書留郵便での郵送のみとし、期間内必着のこと。窓口では一切受け付けない。郵送に際しては必ず書留郵便とし、各自用意した角型2号封筒に書類一式を封入したうえで、封筒の表に「教育学研究科（専門職学位課程）入学志願書類在中」と朱書きすること。

3. 試験日時等

①試験日

【第1期】	平成30年 9月 2日（日）
【第2期】	平成30年12月 2日（日）

②試験場所

さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学

③試験時間割

専攻名	試験科目
	口述試験
教職実践専攻	9:00～

4. 選抜方法

- ① 入学者の選抜は、口述試験、研究計画書、教育実践・研究業績書及び出身大学等の学長又は学部長が作成した成績証明書を総合的に判断して行う。
- ② 選抜試験は次の通り。
 - (i) 口述試験 研究計画書及び教育実践・研究業績書等に基づいて行う。

5. 配点

現職教員等特別選抜	口述試験	合計
	200	200

6. 合格発表

【第1期】	平成30年 9月11日(火) 14:00
【第2期】	平成30年12月11日(火) 14:00

埼玉大学教育学部 A 棟東側入口前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には同事務室にて受験票と照合の上、合格通知書を交付する。なお、当日受領しなかった者には翌日以降郵送する。なお、合否について電話による照会には応じない。

7. 入学手続

【第1期】	平成30年11月15日(木)
【第2期】	平成31年 2月12日(火)

学 生 募 集 内 容 等

1 募集人員

専攻名	コース名	募集人員		備考
		一般選抜		
		第1期	第2期	
教職実践専攻	教育実践力高度化コース 発達臨床支援高度化コース	20名	若干名	・現職教員等特別選抜の募集人員は、一般選抜の募集人員に含まれる。

2 出願資格

I. 現職教員等特別選抜

初等中等教育において累計5年以上（平成31年4月1日の時点）の教職経験（臨時的任用・非常勤を含む）を有し、在職のまま教育学研究科に入学可能な者を対象とする。

- ア. 学校教育法第1条に規定する学校の教員
- イ. 教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員

※臨時的任用・非常勤の職にある者は、1週間あたりの勤務時間が12時間以上であること。

II. 各選抜区分共通の出願資格

教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者及び取得予定の者で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者及び平成31年3月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成31年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び平成31年3月までに修了見込みの者
- (6) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者及び平成31年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省庁等大学校を修了した者及び平成31年3月までに修了見込みの者
- (9) 平成31年3月31日現在において、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、個別の出願資格審査により所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の出願資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者及び平成31年3月31日までに22歳に達する者

★上記出願資格（9）または（10）で出願しようとする者については、個別の出願資格審査を行うので、次の書類を本学大学院教育学研究科に提出すること。

《出願資格審査は出願前に行うので、出願資格の有無及び出願資格認定申請が必要かどうか疑問である場合は、あらかじめ埼玉大学教育学部支援室（電話 048-858-3144）に照会すること。》

○出願資格（9）で出願しようとする者

1）大学に3年以上在学した者

- ①入学試験出願資格個別審査申請書……………（指定様式）
- ②成績証明書
- ③在籍証明書（在籍期間の日付が記載されたもの）
- ④受験承諾書（学長又は学部長）……………（様式任意）

2）外国において学校教育における15年の課程を修了した者

- ①入学試験出願資格個別審査申請書……………（指定様式）
- ②成績証明書
- ③修了証明書又は在籍証明書（入学から修了までの日付が記載されたもの）

○出願資格（10）で出願しようとする者

- ①入学試験出願資格個別審査申請書……………（指定様式）
- ②経歴書（記載事項の証明ができるものを添付すること）……………（指定様式）
- ③入学希望理由書……………（指定様式）
- ④成績証明書
- ⑤卒業証明書又は在籍証明書（入学から卒業までの日付が記載されたもの）
- ⑥研究歴証明書（該当がある場合）……………（指定様式）

※出願資格（10）に該当する者とは、①短期大学、高等専門学校や一定の専門学校の卒業者など大学編入学資格を有する者、或いは、大学編入学資格を有しない専修学校・各種学校の卒業者やその他の国内外の教育施設の修了者等であること。②大学教育修了までの学校教育の課程が16年に満たない国において大学教育を修了した者で、大学教育修了後、日本国内又は国外の大学若しくは国立共同利用機関等これに準ずる研究機関において研究生、研究員等として相当期間（おおむね1年以上とする）研究に従事しており、22歳に達したものについて、本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であること。

※外国語により作成されているものは、日本語の訳文を必ず添付すること。

※証明書等（成績証明書、卒業証明書、教員免許等）の氏名と現在の氏名が相違している場合は、氏名を変更したことを証明する書類として戸籍抄本（コピー不可）を添付すること。

◎大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置について

本研究科では、現職教員等に対して、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を適用し、現職教員等が専門的教育を受ける機会を拡大するための措置をとっている。

【現職派遣教員の履修について】

修了年限2年のうち1年間のみ現職を離れることができる場合は、第1年次は現職を離れて通常の時間帯の通学履修をし、課程修了に必要な46単位のうち38単位をめどに修得する。第2年次においては、現職に復帰し勤務しながら、定期的または集中的に授業・研究指導を受け、課程修了に必要な残りの単位を修得する。

3 本研究科修士課程との併願

教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭若しくは養護教諭の免許状に関し、専修免許状又は一種免許状を有する者、又は平成31年3月31日までに取得見込みの者は、本研究科修士課程と専門職学位課程を併願することができる。ただし、併願を希望する者は、本募集要項の記載内容に従い専門職学位課程へ出願するとともに、本研究科修士課程の募集要項を別途入手したうえで、その記載内容に従い修士課程へ出願をすること。

4 出願期間・試験日時等

2頁～5頁「学生募集日程等」のとおり。

5 出願書類及び入学検定料

書類等の名称	提出該当者	摘 要
入学願書・受験票・写真票	全 員	所定の用紙によること（裏面の履歴欄も記入する）。 写真は、出願前3ヵ月以内に撮影した脱帽正面上半身（4cm×3cm）とする。
研究計画書	全 員	所定の用紙に記入すること。
教育職員免許状授与証明書又は取得見込証明書	全 員	都道府県教育委員会が作成した教育職員免許状授与証明書又は出身大学等の学長又は学部長が作成した取得見込証明書
卒業（見込）証明書	全 員	出身大学等の学長又は学部長が作成したもの。 <u>外国語により作成されているものは、日本語の訳文を必ず添付すること。</u>
成績証明書	全 員	出身大学等の学長又は学部長が作成し厳封したもの。 <u>外国語により作成されているものは、日本語の訳文を必ず添付すること。</u>
学位授与証明書 又は 学位授与申請予定証明書	出願資格が (2) の者	学位授与機構が発行した学位授与証明書又は学位の授与を申請する予定である旨を、出身短期大学長又は高等専門学校長等が証明したもの。
受験承諾書 又は 受験・就学承諾書	該 当 者	現在大学院在学中の者又は官公署及び会社等に在職中の者は、「受験承諾書」(本研究科所定の用紙)を提出すること。
教育実践・研究業績書	現職教員等	所定の用紙によること。報告、論文、作品等を必ず2点添付すること。
受験票等送付用封筒	全 員	所定のものに郵便番号、住所、氏名を明記し、 <u>372円分の切手を貼付</u> すること。
入学検定料	全 員	<p>(1) 検定料 30,000 円 ※本研究科修士課程を併願する者は、修士課程出願時にも検定料を支払う必要がある。</p> <p>(2) 払込方法（次のいずれかの方法で払込をする） ①出願書類の中にある「振込依頼書」により、最寄りの金融機関で振り込む。 ②コンビニエンスストアで払い込む。 別紙案内書「コンビニエンスストアでの入学検定料払込方法」を参照すること。</p> <p>※出願期間を過ぎると受付できないので、出願期間に間に合うように、早い時期（出願期間前でも可能）に検定料を払うこと。</p> <p>【検定料免除について】 学資負担者が平成30年4月1日から出願時まで、災害救助法が適用された地域（災害救助法適用地域）で被災した場合で、地方公共団体が発行する全壊・流失・半壊の罹災証明を得られた志願者の検定料を免除する。 検定料の免除を希望する志願者は、本学ホームページ上から検定料免除願(pdfファイル)をプリントアウトし、必要事項を記入のうえ、罹災証明書等を添付して出願書類と同時に提出すること。（この場合は、検定料を払わないこと。） なお、出願時に罹災証明書等を提出できない場合は、検定料を払い込んだうえ、検定料免除願のみを提出すること。後日、罹災証明書を提出した場合に検定料を還付する。</p>
振込金受付証明書等 貼付用紙	全 員	本研究科所定の「振込金受付証明書等貼付用紙」に、検定料を振り込んだ金融機関が証明した「振込金受付証明書」又はコンビニエンスストアの「収納証明書」を貼付すること。

外国人留学生は、上記書類の他に次のものを併せて提出すること。

書類等の名称	摘 要
住 民 票	在留資格及び在留期間の明記されたもの。 なお、外国から出願する外国籍の者はパスポート（旅券）の写しを提出すること（受験時に旅券を持参し、係員の指示を受けること）。
履 歴 書	所定の用紙によること。

備 考

- 平成30年3月までに本学教育学部を卒業した者は、成績証明書及び卒業証明書を提出する必要はない。
- 現職教員等特別選抜に出願する場合は、入学願書所定欄に○を付すこと。
- 外国語により作成されているものは、日本語の訳文を必ず添付すること。
- 証明書等（成績証明書、卒業証明書、教員免許等）の氏名と現在の氏名が相違している場合は、氏名を変更したことを証明する書類として戸籍抄本（コピー不可）を添付すること。
- 出願時に提出された出願書類等は、返却しない。ただし、外国人留学生等において再発行が困難な書類がある場合は、提出時に申し出ること。
- 検定料の返還等
出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の検定料は返還しない。
 - 検定料の返還請求ができるもの
 - 検定料を払い込んだが、出願しなかった（出願書類を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合
 - 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
 - 出願時に検定料免除を申請し、後日、本研究科に罹災証明書が提出された場合
 - 返還請求の方法
 返還請求する場合は、次の①、②を【〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学財務部経理課出納係】あてに提出すること。
 なお、上記ウ)の場合は、地方公共団体の発行する罹災証明書も添付すること。
 （返還は、請求書受理後1ヶ月程度を要する。）

①	返還請求書（本学所定の用紙）
	請求用紙は、教育学部係の窓口で直接受け取るか、埼玉大学ホームページからダウンロードして入手すること。 (http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/henkanseikyu.pdf)
②	振込金受付証明書又は収納証明書

6 出願書類の請求及び提出先

〒338-8570 さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学教育学部係
電話048-858-3144

7 一般選抜試験受験科目等

小論文 詳細は以下のとおり。

専攻名	コース名	小論文	備考
教職実践専攻	教育実践力高度化コース	教育実践に関わる小論文 (教育課程・学習指導及び学校が抱える課題への対応等を含む。)	—
	発達臨床支援高度化コース	★ 学校臨床心理に関わる小論文 ★ 特別支援教育に関わる小論文	★から試験当日1問を選択し受験する。

注意

- ①小論文は、主として教育課程の履修に必要な基礎学力の有無に関して行う。
- ②口述試験は、主として各コースにおける研究及び学習能力の有無に関して研究計画書等に基づいて行う。
- ③課された試験科目をすべて受験しなかった場合は、失格とする。

8 入学手続

(1) 入学手続日 2頁からの「学生募集日程等」の各選抜区分「7. 入学手続」のとおり

(2) 提出書類

① 受験票

② その他、本学の指定する書類等（合格者に通知する）

(3) 納付金

入学料・授業料

平成31年度入学者については、現在未定である。

【参考】平成30年度入学者

入学料：282,000円

授業料：（前期分）267,900円（年額）535,800円

- (注) 1. 入学手続の際は、本学が指定した提出書類等を本人又は代理人が直接大学に持参すること。なお、郵送による入学手続きも実施予定である。詳細については合格者に知らせる。
2. 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が摘要される。
3. 授業料の納付については、前期分を納入する際に、希望により後期分も併せて納付することが出来る。
4. 前期授業料については、入学手続日に納付しないときは平成31年4月中に納付することとなる。入学手続を行い入学辞退が認められた者が平成31年3月31日午後5時までに返還の申し出を行った場合、当該授業料相当額は返還する。
5. 入学時には上記入学料等のほか、学生教育研究災害傷害保険料など、若干の諸経費が必要となる。
6. 経済的理由等で入学料・授業料の納入が著しく困難であると認められる者については、選考のうえ、免除又は徴収猶予する制度がある。詳細については合格者に知らせる。
7. 入学手続期間内に入学手続を行わない者は、入学辞退者として取り扱う。
8. 本研究科修士課程と専門職学位課程の両方に合格した者は、いずれか一方の課程の入学手続をした場合には、他の課程の入学手続を行う事は出来ない。
9. 出願時に卒業見込、教育職員免許状取得見込だった者は、卒業証明書（本紙）、教員免許状（写し）を提出すること。

9 大学院長期履修学生制度について

教育学研究科では、職業を有しているなどの理由により、標準の修業年限（2年）で修了が難しい場合、その修業年限を延長し、一定の期間（最長4年）内で計画的にカリキュラムを履修することにより、大学院の課程を修了することができる「長期履修学生制度」を導入している。長期履修学生は、期間にかかわらず、原則として標準の修業年限分の授業料を納めることとなる。在学中に授業料の改定が行われた場合は、改訂年度から新授業料が適用される。制度の概要は以下のとおり。申請期間は合格発表後となるが、申請資格等と併せて、詳細は教育学部係へ確認すること。

① 申請資格

次のいずれかに該当し、標準修業年限内での修業が困難な者。

1. 職業を有し、修業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く）を含む）
2. 家事、育児、介護等の事情を有する者
3. その他学長が相当と認めた者

② 提出書類

次の書類を出願期間内に提出すること。

1. 長期履修学生志願書
2. 理由書
3. 在職証明書または在職が確認できる書類（職業を有する者に限る）
4. その他学長が必要と認める書類等

※授業料の額は、履修期間等により異なるので、改めて確認すること。

10 その他

- (1) 出願に関する不明な点は、埼玉大学教育学部係（電話 048-858-3144）に照会すること。
- (2) 提出後の出願書類に対しては、いかなる理由があっても、その記載事項の変更は認めない。ただし、住所、電話番号に変更があった場合には、教育学部係まで連絡すること。また、提出書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合には、入学後でも入学を取り消すことがある。
- (3) 受験票は入学手続き時に必要となるので、紛失しないように大切に保管すること。

<入試情報の開示について>

埼玉大学教育学研究科では、入試情報について次のとおり開示・提供する。

- 請求に基づき開示する情報
 - ・ 入試成績の合計点
- 開示請求方法
 - ・ 請求者
 - 受験者本人（ただし、不合格になった者）に限る。
 - ・ 請求方法
 - 【郵送で請求する場合】
「埼玉大学大学院教育学研究科入試情報開示申請書」（学生募集要項に添付）、返信用封筒（本人の住所、氏名を明記し、書留郵便分 512 円分の切手を貼った長形 3 号封筒）及び受験票を提出すること。
 - 【教育学部係窓口で請求する場合】
「埼玉大学大学院教育学研究科入試情報開示申請書」（学生募集要項に添付）を提出すること。その際、受験票を提示すること。郵送での提供を希望する場合は返信用封筒（本人の住所、氏名を明記し、書留郵便分 512 円分の切手を貼った長形 3 号封筒）を提出すること。
 - ・ 請求期間
 - 一般選抜（第 1 期）、現職教員等特別選抜（第 1 期）
平成 30 年 9 月 11 日（火）～ 9 月 14 日（金）
 - 一般選抜（第 2 期）、現職教員等特別選抜（第 2 期）
平成 31 年 4 月 15 日（月）～ 4 月 18 日（木）
 - ・ 請求先
 - 〒 338-8570 さいたま市桜区下大久保 255
埼玉大学教育学部係
 - 郵送の場合は、「大学院入試情報開示請求」と朱書すること。
- 開示方法
 - 【郵送で請求した場合】
郵送により成績通知書を交付する。
 - 【教育学部係窓口で請求した場合】
教育学部係窓口で成績通知書を交付する。その際、受験票を提示すること。
 - ・ 開示日時について
成績通知書の交付には、請求期間終了後、数日を要する。
窓口で請求した場合は、交付の準備が整い次第、教育学部掲示板に名簿を掲示する。

<障がい等のある入学志願者の事前相談について>

本研究科に出願を希望する者で、身体等に障がいがあり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、次により本学へ事前相談の申請を行うこと。

なお、不明な点又は事前相談の締切日までに申請することができない場合には事前相談担当まで問い合わせること。

事前相談担当：教育学部係 電話 048-858-3144（平日 9 時～17 時）

1 申請方法

申請する場合は、次の①、②を【〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学教育学部係】あてに提出すること。

郵送の場合は、「受験上及び修学上の配慮申請書類在中」と封筒に朱書すること。

提出された書類に基づき、本学関係者で検討を行う。ただし、検討の過程において、本人、保護者又は出身学校関係者へ照会する場合がある。

①	平成 31 年度埼玉大学入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書（本学所定の用紙） 申請用紙は、教育学部係の窓口で直接受け取るか、埼玉大学ホームページからダウンロードして入手すること。 (http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/consultation/hairyo-shinsei.pdf)
②	医師の診断書（障がいの程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの） 発行後 6 ヶ月以内の原本

2 申請書提出時期

出願時期に応じて以下の期間内に申請すること。

【第 1 期】平成 30 年 6 月 18 日(月)から平成 30 年 6 月 22 日(金)

【第 2 期】平成 30 年 9 月 21 日(金)から平成 30 年 9 月 26 日(水)

障がいの程度が重度な場合には対応の検討に時間を要することもあります。その場合にはできるだけ早めに申請すること。

なお、上記の締切日以降を過ぎた時点で申請した場合は、出願受付期間前に回答することができないことがある。その場合には、要望事項等への回答が来る前であっても出願受付期間内に出願する必要があるため、出願後に希望した措置の可否が通知されることとなる。（出願受付期間を延長することはできない）

3 申請受付後の回答日

出願受付期間開始日の前日（予定）

提出された書類を元に、ご希望の措置が実施できるか本学関係者が検討を行い、支障がないことを確認した時点で、上記①の配慮申請書に記載されている住所あてに、回答文書を郵送する。そのため、上記の回答日はあくまで予定日となる。

4 出願時の手続

- (1) この申請で受験許可を得た者は、出願書類を郵送後、その旨を上記の事前相談担当に電話連絡すること。
- (2) この申請で受験許可を得た者が、出願を辞退、若しくは出願したが受験しない場合は、速やかに上記の事前相談担当に電話連絡するとともに、はがき又は手紙で通知すること。